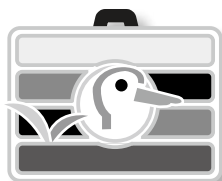


# 情報ひろば



## 人事異動

### 農業委員会事務局職員の異動

平成29年4月1日の人事異動に伴い、職員の異動がありました。

#### 【転入】

主査 西田 弥（農業共済課から）

#### 【転出】

主査 金尾 邦彦（文化振興課へ）

移住定住施策の一環として、空き家に付随する農地を取得する場合に、農地法に規定する規制を緩和し、農地取得のための下限面積を引き下げ、農地を取得しやすくする制度が創設されました！

## 空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ 空き家に付随する農地制度のご紹介

豊岡市農業委員会では、空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合で、次の条件（※1）を満たすとき、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1㎡まで引き下げました。

売買の難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げること、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのUIターン者などの移住定住を促進するとともに遊休農地の発生防止、解消及び農村環境保全を図ることを目的とします。

### ※1 主な条件

#### ○対象者

- ・市外からの移住者（市内に移住してから3年以内）
- ・空き家と当該空き家に付随する農地を同時購入する者（空き家購入後1年以内に取得するものまでを対象とする）
- ・購入した農地で常時農作業に従事する者

#### ○対象農地

- ・市外からの移住者の就農を促進するために適当と認められる面積の農地（家庭菜園等、農地取得者が生産した農産物を自家消費できる程度の面積を想定）
- ・農地の全て又は一部が遊休農地又は、今後遊休農地になる可能性のある農地
- ・地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地
- ・その他農地法第3条の権利移転要件を満たす農地

### 【手続きの流れ】

- 1 空き家所有者又は購入希望者が農業委員会に事前相談を行う。
- 2 空き家に付随する農地指定の申請を農業委員会に行く。
- 3 農業委員会が空き家に付随する農地について調査を行う。
- 4 適用するか否かの判断の後、申請者に判断結果を通知する。
- 5 「農地法第3条許可申請書」（※2）を農業委員会に提出（農地所有者・農地希望者）
- 6 農業委員会において、審議後、許可書を発行する。



※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をされる方が次の全てを満たす必要があります。

- ① 農地の全てを効率的に利用して耕作すること
- ② 取得後の農地面積の合計が基準面積以上であること（この要件が1㎡以上になります。）
- ③ 申請者または世帯員が農作業に従事すること
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと



### 【お問い合わせ先】

- 空き家に付随する農地に関係すること 豊岡市農業委員会事務局（0796-21-9021）
- 移住定住に関すること 豊岡市エコバレー推進課（0796-23-4480）

農業者の皆様へ

# 農業者年金に加入しましょう!

農業者の方なら幅広く加入できます!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方なら誰でも加入できます。  
農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注) 農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。

## POINT 1 少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。  
加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

(注) 運用の結果得られる年金原資が積み立てた保険料を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

## POINT 2 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で自由に選択)、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直すことができます。

## POINT 3 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

## POINT 4 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

- 支払った保険料は全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 保険料を農業者年金基金が運用して得られる運用益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

## POINT 5 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。(詳細は裏面参照)



詳しい内容や加入のお申し込みは農業委員会または農業協同組合へ